

JIS

電磁両立性－第 4-11 部：試験及び測定技術－
電圧ディップ，短時間停電及び
電圧変動に対するイミュニティ試験
(1 相当たりの入力電流が 16 A 以下の機器)

JIS C 61000-4-11 : 2021

(IEC 61000-4-11 : 2020)

(JSA)

令和 3 年 9 月 21 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電気分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岩本 光正	東京工業大学名誉教授
(委員)	大隅 慶明	一般社団法人日本電機工業会
	加藤 有利子	一般財団法人電気安全環境研究所
	窪田 久美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	島村 正彦	一般社団法人日本電気計測器工業会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	馬場 旬平	東京大学
	藤原 昇	一般社団法人電気学会
	南 裕二	東芝エネルギーシステムズ株式会社
	若月 壽子	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.3.20 改正：令和 3.9.21

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 3.9.21

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般社団法人電気学会

(〒102-0076 東京都千代田区五番町 6-2 HOMAT HORIZON ビル)

審 議 委 員 会：電気分野産業標準作成委員会 (委員長 岩本 光正)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般事項	3
5 試験レベル	4
5.1 一般事項	4
5.2 電圧ディップ及び短時間停電	4
5.3 電圧変動（オプション）	5
6 試験装置	9
6.1 試験電圧発生器	9
6.2 電源	11
7 試験セットアップ	11
8 試験手順	12
8.1 一般事項	12
8.2 試験室の基準条件	12
8.3 試験の実施	13
9 試験結果の評価	14
10 試験報告書	14
附属書 A（規定）試験回路の詳細	16
附属書 B（参考）電磁環境クラス	19
附属書 C（参考）試験装置	20
附属書 D（参考）電圧の立ち上がり時間及び立ち下がり時間，並びにピーク電流供給能力に関する試験 電圧発生器の仕様の根拠	23
参考文献	26
解 説	27

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 61000-4-11:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権について、責任はもたない。

電磁両立性—第 4-11 部：試験及び測定技術—
電圧ディップ、短時間停電及び電圧変動に対する
イミュニティ試験
(1 相当たりの入力電流が 16 A 以下の機器)

Electromagnetic compatibility (EMC)—
Part 4-11: Testing and measuring techniques—
Voltage dips, short interruptions and voltage variations immunity tests for
equipment with input current up to 16 A per phase

序文

この規格は、2020 年に第 3 版として発行された IEC 61000-4-11 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、電圧ディップ、短時間停電及び電圧変動に対して、低圧電力系統に接続する電気・電子機器のイミュニティ試験方法及び適切な試験レベルの範囲について規定する。

この規格は、50 Hz 又は 60 Hz の交流系統に接続する、1 相当たり 16 A 以下の定格入力電流をもつ電気・電子機器に適用する。

この規格は、400 Hz の交流回路に接続する電気・電子機器には適用しない。これらに対する試験は、将来の JIS で取り扱う。

この規格の目的は、電圧ディップ、短時間停電及び電圧変動に対するイミュニティを評価するための一般的な基準を確立することにある。

注記 1 低振幅電圧変動のイミュニティ試験は、IEC 61000-4-14 で規定している。

この規格は、機器のイミュニティを評価するための矛盾がない方法、又は定義する現象に対する体系を規定する。

注記 2 この規格は、IEC Guide 107 で記載しているように、製品規格を作成するときに用いる基本 EMC 規格である。また、製品規格委員会は、このイミュニティ試験規格を適用すべきかどうかを決定する責任をもつ。さらに、適用する場合、適切な試験レベル及び性能評価基準を決める責任